

## 第6編 南海トラフ地震臨時情報発表時の対応

### 第1章 総則

#### 第1節 趣旨

従前から切迫性が懸念されてきた東海地震については、大規模地震対策特別措置法に基づき、地震予知を前提とした対策が講じられてきたが、平成29年にこの対策が見直され、南海トラフ地震を対象とした対策に転換することとなった。

平成29年11月から、「南海トラフ地震に関連する情報」が気象庁より発表されることとなった。

平成31年3月には、内閣府において「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン（以下、ガイドラインという。）」が公表された。

また、気象庁では、ガイドラインに示されたこれらの防災対応が、南海トラフ地震防災対策推進基本計画に位置づけられた令和元年5月より、「南海トラフ地震に関連する情報」を「南海トラフ地震臨時情報」と「南海トラフ地震関連解説情報」として発表している。

そこで、本県の石油コンビナート等特別防災区域について、国のガイドライン等を踏まえ、その地震の発生に備えて、本計画に定められた事項に準じて、必要となった防災対応を行うよう努めるものとする。

#### 第2節 南海トラフ地震の警戒態勢とその実施

##### 1 南海トラフ沿いで観測され得る異常な現象

###### (1) 半割れ（大規模地震）／被害甚大ケース（以下、「半割れケース」という。）の概要

南海トラフの想定震源域内の領域で大規模地震が発生し、残りの領域で大規模地震発生の可能性が相対的に高まったと評価された場合。

また、南海トラフ地震の想定震源域内のプレート境界においてモーメントマグニチュード（以下、「M」という。）8以上の地震が発生した場合、大規模地震発生の可能性が相対的に高まったと評価される。

###### (2) 一部割れ（前震可能性地震）／被害限定ケース（以下、「一部割れケース」という。）の概要

南海トラフ沿いで、大規模地震に比べて一回り小さい、M7クラスの地震が発生した場合である。

また、南海トラフ地震の想定震源域内のプレート境界においてM7以上、M8未満の地震が発生した場合、大規模地震発生の可能性が相対的に高まったと評価される。なお、想定震源域のプレート境界以外や、想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲で発生したM7以上の地震についても、「一部割れケース」として取り扱われる。

###### (3) ゆっくりすべり／被害なしケース（以下、「ゆっくりすべりケース」という。）の概要

短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合である。

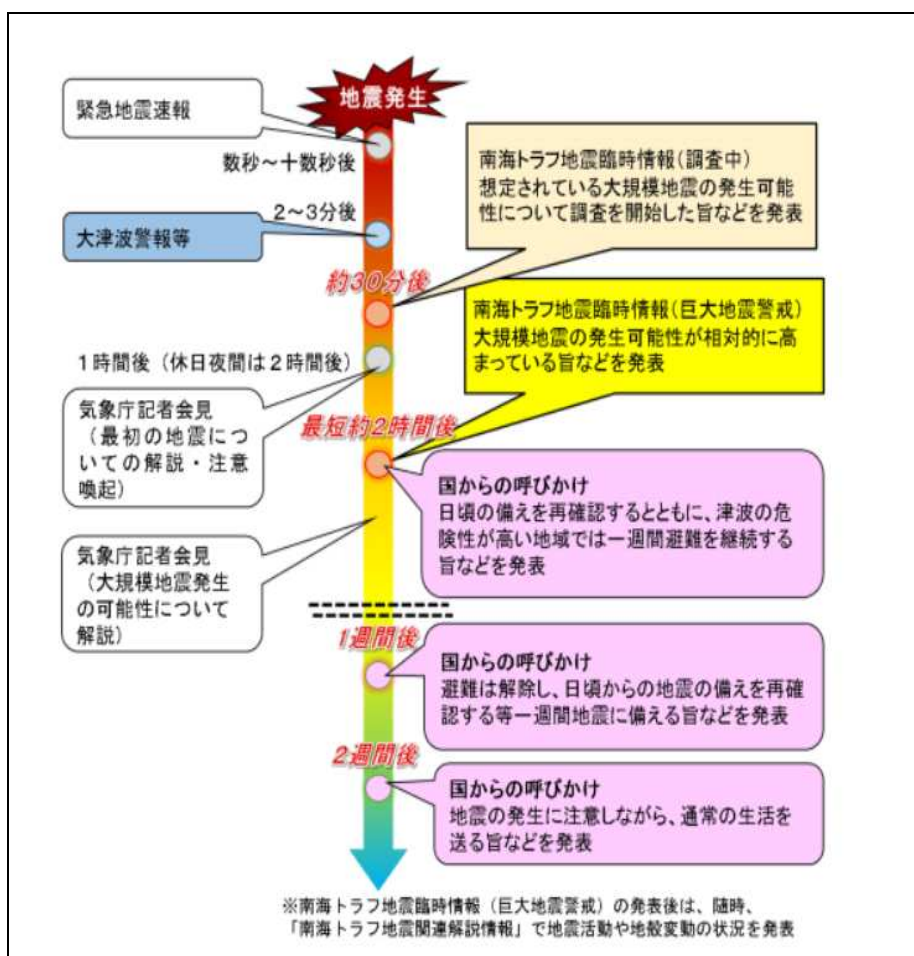
##### 2 気象庁が発表する南海トラフ地震臨時情報

- 気象庁は、南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的な評価で算出されたマグニチュード6.8程度以上の地震が発生、またはプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した際は、南海トラフ地震との関連性について調査を開始する旨を「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」として発表する。

- その後、有識者からなる「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催し、発生した現象について評価を行なう。当該評価結果が、前項の3つのケースのいずれかに該当する現象と判断された場合には、気象庁から次の情報が発表される。

異常な現象に対する評価	発表される情報
(1) 半割れケース	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）
(2) 一部割れケース	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）
(3) ゆっくり滑りケース	

【出典：南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン（平成31年3月、内閣府）】



### 3 臨時情報に対応した県市の災害対応体制

#### (1) 県の体制

県は、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合は、県防災本部の配備基準に基づいて、下記のとおり防災体制をとるものとする。

なお、県は、現に地震や津波等が発生している場合や大津波警報や津波警報・注意報が発表されている場合には、本計画の「第5編 災害応急対策計画」の記載に基づき災害対応に当たるものとする。

- ア 南海トラフ地震臨時情報（調査中）  
通常体制にて情報収集をする。

- イ 南海トラフ地震臨時情報（調査終了）  
通常体制をとる。
  - ウ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）  
災害対策本部体制（第一次）をとる。
  - エ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）  
応急体制（第一次）をとる。  
※ただし、巨大地震警戒の続報として出た場合は、災害対策本部体制を維持する。
  - オ 巨大地震注意発表後、1週間経過した場合
    - ・注意措置を解除し、通常体制にて情報収集をする。
- (2) 市の体制
- 市は、各市の地域防災計画等に基づき、後発地震の発生に備えた防災体制をとるものとする。

## 第2章 予防対策計画

### 第1節 特定事業所等

#### 1 地震防災応急計画等の作成

特定事業所等は、地震防災応急計画等を修正または作成し、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合に、必要な応急的保安措置を講じ、地震災害に対処できる体制の確保に努める。

##### (1) 計画等を策定すべき事業所

- ア 石災法第2条に規定する特定事業所
- イ 高圧ガス保安法第5条第1項の許可に係る事業所
- ウ 消防法第14条の2第1項に定める「予防規程」を定めなければならない事業所
- エ その他、防災関係機関が計画等の策定の必要を認めた事業所

##### (2) 計画等の内容

特定事業所等が作成する地震防災対策応急計画等については、各指導機関が定める基準等によるものとし、南海トラフ地震臨時情報に対応して、必要な措置を確実に実施できるよう事業所の実態に応じた実践的な計画とする。

地震防災応急計画等の内容は、次のとおりとする。

##### ア 地震防災応急組織及び動員に関すること

事業所の機構及び実態に応じて、応急措置が確実かつ系統的に実施できる組織を定める。

特に、通常勤務体制時と夜間、休日体制時に分けて整備するよう努める。

- (ア) 応急措置を行うための組織編成及び業務分担の明確化
- (イ) 応急措置業務責任者不在時における代行者の指定
- (ウ) 動員を要する職員の範囲、南海トラフ地震臨時情報発表時における自主参集方法等の明示

##### イ 南海トラフ地震臨時情報の受伝達に関すること

南海トラフ地震臨時情報の受理体制及びその内容を全従業員に確実かつ速やかに周知させる伝達系統及び方法について定める。

##### ウ 危険物、高圧ガス施設等の運転及び作業の停止等に関すること

地震発生に伴う災害の発生を防止し、又は軽減するため、危険物、高圧ガス施設等については、緊急に停止した場合に危険が発生する施設を除いて、操業の停止若しくは制限することを原則とし、各施設の実態を十分配慮した具体的措置の手順方法を定める。

##### エ 緊急停止措置に係る免責規定

地震発生時に装置等を緊急停止する場合における免責規定を準備する。

##### オ 危険物施設等の安全措置に関すること

- (ア) 屋外危険物タンクの液面の平均化
  - (イ) 装置、配管等のバルブ類の閉止
  - (ウ) 貯蔵容器類の転倒、落下等の防止措置
- ##### カ 事業所構内の一般的制限措置等に関すること
- (ア) 火気使用施設等の使用の停止及び制限措置
  - (イ) 協力会社等の工事の中止及び制限の指示とその場合の安全措置
  - (ウ) 事業所構内の出入制限及び関係者以外の者に対する対処、避難誘導措置
  - (エ) タンクローリー、船舶等の退避等の措置

##### キ 施設・整備及び防災資機材等の整備点検に関すること

- (ア) 緊急停止装置及び緊急しゃ断弁等の緊急制御装置
- (イ) 散水設備、除害設備、ガス漏れ検知警報等設備等の保安設備

- (ウ) 放送設備、無線設備等の通報設備
- (エ) 防災上重要な設備に係る非常用電源設備等
- ク 自衛防災組織等に関すること
  - (ア) 消防車両等自衛消防組織の警戒配備
  - (イ) 貯水槽その他の消防用設備等の機能確認
  - (ウ) その他の防災資機材等の確認配備
- ケ 関係事業所等との連携協力に関すること  
関係事業所等との連絡及び相互協力事項について定める。
- コ 地震防災に関する教育、広報及び訓練に関すること  
職員（協力会社職員も含む。）に対する定期的な教育及び訓練の実績について定める。  
なお、周辺の地域住民への広報についても定めておくよう努める。
- サ その他の必要事項

## 2 防災教育及び訓練の実施

### (1) 防災教育

特定事業所等は、職員及び協力会社の職員に対し、事業所全体又は各所属を単位として、南海トラフ地震臨時情報の応急措置をはじめとする必要な防災教育を、年間教育計画を定めて実施する。

### (2) 防災訓練

特定事業所等は、地震防災応急対策について円滑な実施を図るため、年間計画を定めて、事業所全体又はそれぞれの応急措置等について訓練を実施する。

また、特定事業所等は、防災関係機関、特別防災区域協議会及び共同防災組織が実施する防災訓練に積極的に参加し、地域全体の防災体制の強化に努力する。

## 第2節 防災関係機関

防災関係機関は、独自に又は他の機関と協力して、地震防災上必要な教育、広報及び訓練を実施する。

### 1 防災教育及び広報の実施

#### (1) 防災関係機関の職員に対する教育

県、関係市等の防災関係機関は、南海トラフ地震臨時情報を受けた応急対策を的確に実施するため、それぞれの職員に対し、必要な防災教育を実施する。

#### (2) 特定事業所等に対する教育及び広報

県、関係市等の防災関係機関は、特定事業所の防災管理者等に対し、研修会、講習会等を利用して、定期的に又は随時に防災に関する必要な事項を実施する。

また、地域住民等に対しては、南海トラフ地震臨時情報の発表時にとるべき石油コンビナート等防災対策の内容について周知を図るため、日頃から広報に努める。

### 2 防災訓練の実施

県、関係市等の防災関係機関は、南海トラフ地震臨時情報発表時における地震防災応急対策を迅速かつ的確に実施するため、独自に又は合同で定期的に防災訓練を実施する。

## 第3章 地震防災応急対策

### 第1節 石油コンビナート等防災本部の活動体制

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）における地震防災応急対策に係る組織は、第2編防災組織第1章防災本部に定める防災本部による災害時対応に準じた活動体制とする。

#### 1 防災本部

##### (1) 本部員の招集

防災本部長は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、県庁内の災害対策本部室に本部員を招集する。この場合、県災害対策本部と一体となった運用を図る。

##### (2) 合同本部会議の開催

防災本部会議を開催する場合は、県災害対策本部と合同で会議を開催し、統一的かつ、総合的な地震防災応急対策等を実施する。

##### (3) 防災本部事務局

防災本部の事務は県災害対策本部と統一的に実施する。

#### 2 現地本部

##### (1) 設置

防災本部長は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、関係市に現地本部を設置する。

##### (2) 運営

###### ア 合同本部会議の開催

現地本部長は、現地本部員を招集し、現地本部会議を開催する場合において市災害対策本部と一体的運用を図ることが必要と認めるときは、合同本部会議を開催する。

###### イ 現地本部事務局

関係市の現地本部事務局は、それぞれの市災害対策本部の事務局と統一的に実施する。

### 第2節 南海トラフ地震臨時情報の受伝達及び広報

#### 1 南海トラフ地震臨時情報の伝達等

県は、指令情報室設置のNTTFAXにより、その内容を関係機関に伝達するとともに、石油コンビナート特定事業所等についてFAX一斉同報送信を行うとともに、石油コンビナート等防災相互無線により、音声連絡する。

#### 2 南海トラフ地震臨時情報が発表された後の周知

ア 県は、関係機関と連携して、地域住民等に冷静な対応を呼びかけるとともに、南海トラフ地震臨時情報の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民等に密接に関係のある事項について周知する。

イ 周知手段については、テレビ及びラジオ等を活用するほか、同報無線による情報伝達を実施するものとする。

### 第3節 特定事業所の地震防災対応

特定事業所は、すでに平成25、26年に県が実施した防災アセスメントの結果を踏まえ、南海トラフ地震を想定した津波対策をとることが定められており、すでに本計画の「第4編 災

害予防計画」に事業所が行うべき内容が盛り込まれているので、特定事業所はこれに従い対策を実施する。加えて、地域防災計画や国のガイドラインの趣旨も踏まえ、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合に、南海トラフの震源域で想定される最大クラス（M9クラス）の後発地震の発生を想定し、次のような防災対応を行う。

#### 1 巨大地震警戒対応（半割れケース）

- (1) 発生直後、南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合は、状況に応じて避難等の防災対応を準備・開始する。
- (2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、最初の地震発生から1週間を基本に、国からの呼びかけに応じ、日ごろからの地震への備えを再確認する。
- (3) 最初の地震発生から1週間経過以降2週間経過までの間、次項の巨大地震注意対応を行う。
- (4) 2週間経過後は、国からの呼びかけに応じ、地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の企業活動を行う。

#### 2 巨大地震注意対応（一部割れケース、ゆっくりすべりケース）

- (1) 発生直後、南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合は、状況に応じて防災対応を準備・開始する。
- (2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が出た場合、最初の地震発生から1週間（ゆっくり滑りの場合は、すべりの変化が収まってから変化していた期間と概ね同程度の期間）を基本に、国からの呼びかけに応じ、日ごろからの地震への備えの確認などの対応を行う。
- (3) 1週間経過後は、国からの呼びかけに応じ、地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の企業活動を行う。

### 第4節 関係機関が行う防災対応

#### 1 県警察が実施すべき対応

県警察が実施すべき南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された時の犯罪及び混乱の防止等に関して講ずる措置については、概ね次に掲げる事項を基準とする。

##### (1) 情報の収集・伝達

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、その内容を正確かつ迅速に周知するとともに、これに伴う諸般の情勢を迅速、的確に収集、把握し、民心の安定と混乱の防止を図るため次の活動を実施する。

ア 市が行う南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の伝達への協力

イ 各種情報の収集

ウ 関係機関との相互連絡

##### (2) 広報

民心の安定と混乱防止のため、次の事項を重点として広報活動を行う。

ア 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の正確な情報

イ 道路交通の状況と交通規制の実施状況

ウ 自動車運転の自粛と自動車運転手のとるべき行動の要領

エ 犯罪の予防等のために住民がとるべき措置

オ 不法事案を防止するための正確な情報

カ その他混乱防止のために必要かつ正確な情報

##### (3) 社会秩序維持

南海トラフ地震災害に係る危惧及び物資の欠乏、将来の生活に対する不安等に起因する混

乱並びに窃盗犯、粗暴犯、集団不法事案等を防止するため、県警察は次の活動により社会秩序維持に万全を期すものとする。

- ア 正確な情報の収集及び伝達によるパニックの防止及び流言飛語の防止
- イ 民心の不安を助長する窃盗犯、暴力犯、経済犯等の予防、取締り
- ウ 危険物による犯罪又は被害発生防止のための予防、取締り
- エ 避難に伴う混乱等の防止と人命の保護
- オ 避難場所、重要施設等の警戒

#### (4) 道路

- ア 県警察は、国の動向を踏まえ、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の運転手がとるべき行動の要領を定め、住民に周知する。また、事前避難区域での車両の走行は極力抑制するものとし、周知を図る。
- イ 県は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の交通対策等の情報についてあらかじめ情報提供する。また、事前避難地域での車両の走行は極力抑制するものとし、周知を図る。

## 2 市（消防機関等）の実施すべき対応

- (1) 市は、本編に定める県の行う対策と連携して、南海トラフ地震臨時情報の種類に合わせて、地域住民への周知や避難行動について必要となる措置をとる。
- (2) 市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、消防機関及び水防団が出火及び混乱の防止、津波からの円滑な避難の確保等に関して講じる措置について、次の点を重点としてその対策を定める。
  - ・津波警報等の情報の的確な収集及び伝達

## 3 放送事業者が実施すべき対応

放送事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の正確かつ迅速な報道に努める。臨時情報が発表された場合、住民に対して、冷静な対応を呼びかけるほか、関係機関と連携して、交通やライフラインに関する情報など、住民が防災行動をとるために必要な情報の提供に努める。

## 4 鉄道事業者等が実施すべき対応

- (1) 鉄道事業者等は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合に、顧客等に対し、当該南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等を伝達する方法を定める。
- (2) 鉄道事業者等は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、安全性に留意しつつ、運行するために必要な対応を定める。津波により浸水する恐れのある地域については、津波への対応に必要な体制をとる。事前避難対象地域については、津波による危険性の回避措置を確実に実施する。

## 5 その他

その他各分野、各事業者において、国のガイドラインや南海トラフ地震防災対策推進基本計画等を参考に、防災対応を定めるよう努める。

## 資料

- (14) 東海地震に関する事前対策計画